平成２４年（フ）第５９１１号
大阪府大阪市西区本田２丁目13番７―910号
債務者　吉田　辰已
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９４３号
大阪市西淀川区竹島３丁目８番19号
債務者　戸越　利昭
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９４８号
大阪府寝屋川市萱島信和町12番６号
債務者　佐藤與志子
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９５６号
大阪府枚方市南中振２丁目45番14号
債務者　山田　英昭
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９５８号
大阪府茨木市新郡山１丁目14―204、住民票上の住所大阪府池田市畑３丁目６番５号
債務者　鳥井　竜平
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９９９号
大阪市東淀川区柴島２―８―45―104、住民票上の住所島根県隠岐郡隠岐の島町西町八尾の二25番地２
債務者　廣江　孝雄
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４０９号
大阪市北区天神橋３丁目５番８号　双葉荘７号室
債務者　有川　正浩
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４１６号
大阪市東淀川区相川２丁目21番７号　浜本ビル508号
債務者　南　　洋一
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４３０号
大阪府豊中市庄内西町４丁目17番６号
債務者　高木　佳代
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４９６号
大阪市城東区今福西５丁目４番８号　ヴィレッジスプリングヒル406号、住民票上の住所大阪市城東区新喜多１丁目３番25号　城井住宅
債務者　浜野こと　濵野美矢子
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５００号
大阪府高槻市富田町２丁目23番４号
債務者　林　優美子
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５０１号
大阪市住吉区我孫子東３丁目２番６―205号、前住所大阪市住吉区我孫子３丁目11番20号第二まやハイツ406
債務者　木戸　雅惠
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５１２号
大阪市平野区長吉六反５丁目５番５―204号
債務者　永野　俊子
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５１６号
大阪府枚方市藤田町１番５―202号
債務者　上田奈津子
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５１７号
大阪市淀川区東三国３丁目７番２―903号
債務者　戸谷　徳寿
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９８号
北海道苫小牧市北光町４丁目13番７号　コーポM203号
債務者　伊藤　正彦
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第１６８号
山口県下関市幡生本町40番14号　シャンドフルールⅠ202号室、住民票上の住所山口県下関市彦島山中町１丁目12番11号
債務者　松岡　真理
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係